



薬 第 1784-4 号

令和 3 年 3 月 16 日

各関係団体長 様

大阪府健康医療部長

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例第 9 条に規定する知事指定薬物の指定について（通知）

大阪府では、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年大阪府条例第123号。以下「条例」という。）により知事指定薬物の指定等について定めているところです。

このたび、条例第 9 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 3 月 16 日付けで新たに知事指定薬物を公示し、指定しました。

つきましては、下記の事項をご了知のうえ、貴会（組合）員に周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 知事指定薬物

次に掲げる 5 物質について、府の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有すると認められたことから、条例第 9 条第 1 項に規定する知事指定薬物に指定しました。

(1) N—（1—アミノ—3, 3—ジメチル—1—オキソブタン—2—イル）—
1—ブチル—1 H—インダゾール—3—カルボキサミド及びその塩類
【通称名】 ADB—B U T I N A C A

(2) エチル=（R）—2—（4—フルオロフェニル）—2—〔（R）—
ピペリジン—2—イル〕アセテート、エチル=（S）—2—（4—フルオロ
フェニル）—2—〔（S）—ピペリジン—2—イル〕アセテート及びそれら

の塩類

【通称名】 *threo-4-Fluoroethylphenidate*

- (3) エチル = (R) - 2 - (4-フルオロフェニル) - 2 - [(S) -
ピペリジン - 2 - イル] アセテート、エチル = (S) - 2 - (4-フルオロ
フェニル) - 2 - [(R) - ピペリジン - 2 - イル] アセテート及びそれら
の塩類

【通称名】 *erythro-4-Fluoroethylphenidate*

- (4) 3 - { 2 - [エチル (プロピル) アミノ] エチル } - 1H-インドール -
4-イル = アセテート及びその塩類

【通称名】 4-AcO-EPT

- (5) 1 - [1 - (3-フルオロフェニル) シクロヘキシル] ピペリジン
及びその塩類

【通称名】 3F-PCP、3-Fluoro-PCP

- (6) (1) から (5) までに掲げる物のいずれかを含有する物

2. 施行期日

令和3年3月16日

大阪府健康医療部
生活衛生室薬務課
麻薬毒劇物グループ
TEL:06-6941-9078 (直通)
FAX:06-6944-6701